

議第七十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の表中三の項を五の項とし、二の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 法第八 条第一項 に規定す る長期優 る良住宅維 持保全計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	長期優 良住宅 維持保 全計画 変更認 定申請 手数料	1 登録住 宅性能評 価機関が 交付する 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第六条 の二第五 項に規定 する確認 書若しく は住宅性 能評価書 又はこれ らの写し	イ 一戸建ての住宅	ロ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅	一棟の戸数が 五以下のもの つき	一棟の戸数が 五を超え十以 下のもの つき	一棟の戸数が 十を超え二十 五以下のもの つき	一棟の戸数が 二十五を超え 五十以下のもの つき	一〇、〇〇〇	一七、五〇〇	二八、〇〇〇	四六、〇〇〇	七三、〇〇〇

合 以 外 の 場 合					を 添 付 す る 場 合					
2 1 に 掲 げ る 場 合					の					
ロ 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅					イ 一 戸 建 て の 住 宅					
一棟の戸数が二十五を超える	一棟の戸数が十を超え二十以下のもの	一棟の戸数が五を超え十以下のもの	一棟の戸数が五以下のもの	一棟の戸数が五以下のもの	一棟の戸数が三百を超えるもの	一棟の戸数が二百を超え三百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
四四四、〇〇〇	二四九、五〇〇	一二七、五〇〇	八一、〇〇〇	三六、〇〇〇	二六八、〇〇〇	二三六、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一一〇、五〇〇		

五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百以下のもの	一棟の戸数が三百を超えるもの
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	七六一、〇〇〇	一、四〇五、五〇〇	二、〇〇六、五〇〇	二、四五七、五〇〇

別表第二十八の二の表一の項の次に次のように加える。

二 法第五 条第六項 又は第七 項に規定 する長期 優良住宅 維持保全 計画の認 定の申請 に対する 審査	長期優 良住宅 維持保 全計画 認定申 請手数 料	1 登録住 宅性能評 価機関が 交付する 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律第六条 の二第五 項に規定 する確認 書若しく	イ 一戸建ての住宅	ロ 一戸建ての住宅以外の住宅	一棟の戸数が五以下のもの	一棟の戸数が五を超え十以下のもの	一棟の戸数が十を超え二十以下のもの	一件につき	一件につき	二〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	五六、〇〇〇	九二、〇〇〇
---	---	---	-----------	----------------	--------------	------------------	-------------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

2 1に掲 げる場 合以 外の場 合				は住宅性 能評価書 又はこれ らの写し を添付す る場合					
									ロ 一戸 建ての 住宅以 外の住 宅
一棟の戸数が 十を超え二十 つき	一棟の戸数が 五を超え十以 下のもの つき	一棟の戸数が 五以下のもの つき	一棟の戸数が 一件につき 七二、 〇〇〇	一棟の戸数が 三百を超える つき	一棟の戸数が 二百を超え三 百以下のもの つき	一棟の戸数が 百を超え二百 以下のもの つき	一棟の戸数が 五十を超え百 以下のもの つき	一棟の戸数が 二十五を超え 五十以下のも の つき	一棟の戸数が 一件につき 一四六、 〇〇〇
四九九、 〇〇〇	二五五、 〇〇〇	一六二、 〇〇〇	五三六、 〇〇〇	四七二、 〇〇〇	三七四、 〇〇〇	二二一、 〇〇〇	一四六、 〇〇〇		

五以下のもの	一棟の戸数が二十五を超え五十以下のもの	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一棟の戸数が二百を超え三百を超えるもの	
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
	八八八、〇〇〇	一、五二二、〇〇〇	二、八二一、〇〇〇	四、九一五、〇〇〇	

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

提 案 説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。